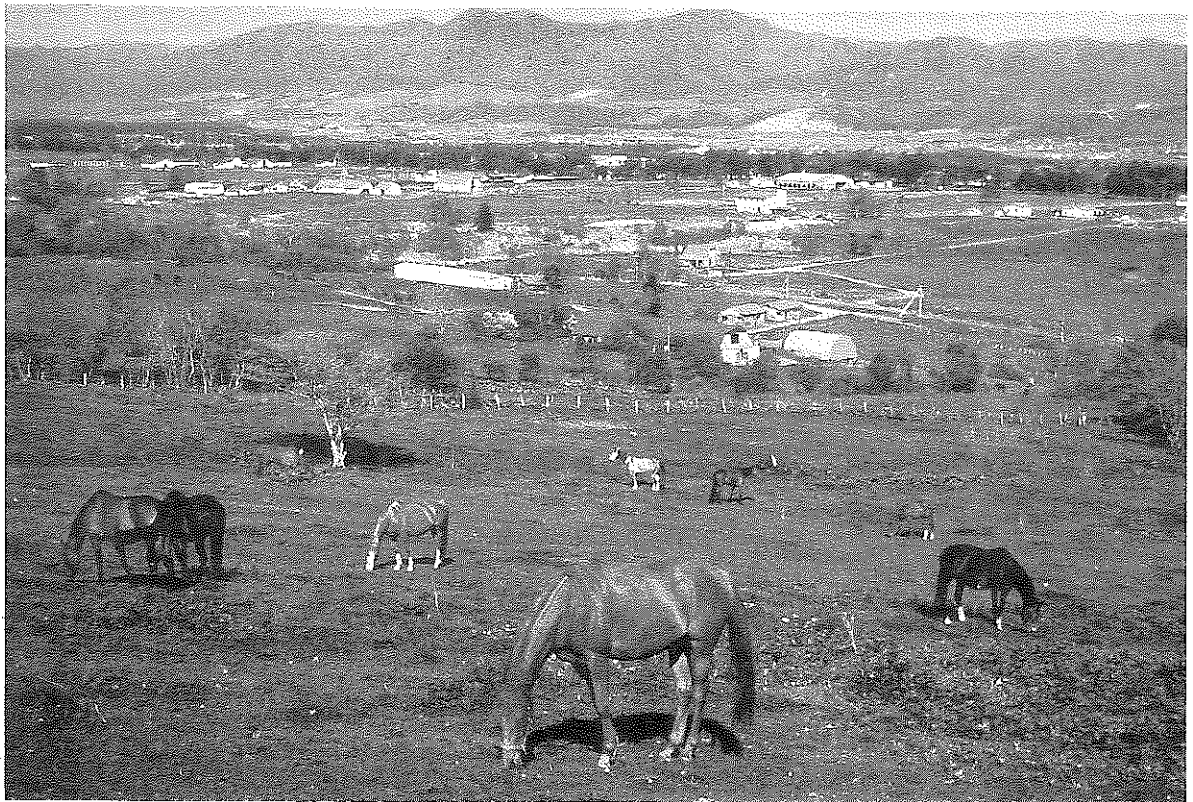


# 行政書士ほっかいどう

1995.3. No.207



＜「サラブレットのふる里」静内＞ 静内町提供

## 目次

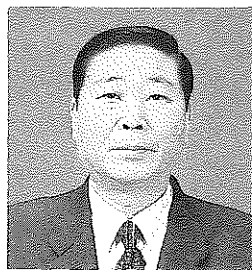
支部紹介／日高支部（支部長進藤良次）…2  
 札幌支部・新年交礼会開催……………3  
 いま、問われる制度……………5  
 （滋賀県行政書士会会長盛武 隆）  
 業務資料／北海道行政書士会会則施行規  
 程の一部改正について……………6  
 ／はやわかり建設業許可申請業務  
 （改訂版）（業務研修部長佐藤隆一）…7

VAN情報／無線局免許フロッピーで申  
 請へ……………13  
 お知らせ／兵庫県南部地震にかかる義援  
 金について……………14  
 ／平成6年度行政書士試験結果…15  
 本会の主要行事・支部のうごき……………16  
 平成5年年計報告の分析結果……………17



北海道行政書士会

## 日高支部



支部長 進藤良次



北海道行政書士会日高支部

静内郡静内町御幸町4丁目2番38号

行政書士 進藤良次事務所内

TEL 01464 (2) 7020 ・ FAX 01464 (2) 7020

私たちの住む日高支部は、えりも岬と日高山脈に沿った海岸ぞいに九町にまたがった地域です。先発後進地域ともいわれ、日高の歴史は古いのですが、今日では人口十万人を割ってしまい、過疎化が進んでいる地域でもあります。

北海道行政書士会日高支部として昭和35年から活動をはじめ、35年の歴史をもっており、地域に密着した活動で今日に至っております。

初代支部長は石本則善氏（えりも町）で支部長歴10年。2代目が関根重郎氏（浦河町）で3年。3代目が金田誠氏（新冠町）で10年。4代目が現在の進藤良次氏（静内町）で12年と、それぞれ息の長いのが特徴です。

現在の会員は22名という小さな支部の1つですが、昭和63年度より、この小さな支部から日向寺正幸会長を4期8年間擁しているというのが誇りの一つでもあります。

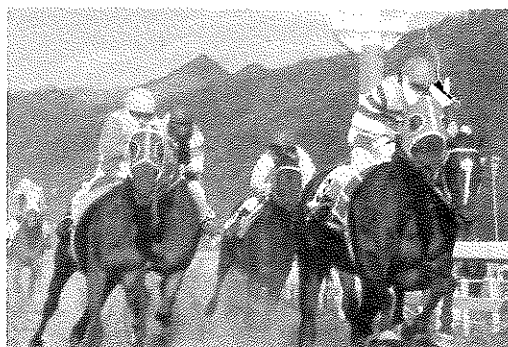
9つの町の中で日高町1町のみが行政書士不在町村で空白ですが、8町には行政書士がおり、その地域ではなくてはならない存在となっています。

日高支部の特徴は、何と言っても、とても家族的だという点にあると言えます。支部業務研修会は年間3回をメドに行っていますが、参加者はいつも50%程で、総会ともなると70%台という

こともあり、各会員の持っているノウハウを惜しげもなく教え合うという雰囲気は行政書士会ならではのものと言えます。

各種の集会の参加者が多いということと、本音で語り合える会のあり方が、“家族的”という特徴に結びついているものと言えると思います。

また隣接の苫小牧支部、室蘭支部との3支部合同研修会もすっかり定着しましたが、こうした交流が小さな支部への大きな刺激となっています。北海道行政書士会がかかげる“和と団結”のローガンが支部の運営にも生かされているものと自負しているところです。



# 札幌支部・新年交礼会開催

恒例となっている札幌支部の「新年交礼会」が、去る1月20日夕6時から札幌市内のホテル（KKR・札幌）で開催された。

交礼会には、社会保険労務士会札幌支部、司法書士会札幌支部、税理士会札幌南支部の他、官公署からは北海道警察本部、札幌入国管理局、石狩支庁、札幌市役所が来賓として出席。札幌支部の五十嵐一寿・前行政書士会副会長が乾杯の音頭をとるなか賑わった。

会場には、北海道知事立候補で話題の衆議院議員・伊東秀子氏も姿を見せ、周囲に華やかな人垣を作った。また同日は、同じく知事立候補者である前副知事の堀達也氏も出席が予定されていたが、会場に向かう途中の高速道路で渋滞に巻き込まれて開催時間内に到着できず、急拠電話で祝いのメッセージが届けられるという場面もあった。このほか、北海道行政書士会からは日向寺会長の代理として中川副会長が出席した。



当日は、1月17日早朝に近畿地方を直撃した「兵庫県南部地震」の直後とあって、交礼会ではどの来賓も表立った祝いの言葉は控え、罹災者に対する見舞いの言葉からの挨拶となった。また、会場では罹災者への支援募金も行われた。

開催挨拶に立った米田札幌支部長は、米騒動な

ど昨年1年間の世相を振り返りながら、札幌支部の昨年の研修会開催を始めとする支部活動に触れた後、「本年も昨年を凌ぐ活動を展開したい」との抱負を語った。

来賓の北海道警察本部・交通部交通規制課長補佐の佐々木輝雄氏は、「平素は交通警察にご協力、ご鞭撻を願っているが、今後とも宜しくお願ひしたい」と述べた。続いて、石狩支庁の経済部建設指導課長の前田克宏氏が「波瀾含みの道内経済にとって良い年となってほしい」「昨年は建設業法の大改正が行われ、経営審査事項が大幅に変わったが、このために窓口に混乱があって迷惑をかけている。新年度においてはスピーディな行政を心掛ける」と挨拶した。

また、社会保険労務士会札幌支部長の二ツ川等氏は「景気は上昇気流であるが、景気と土業の関係が（結び付くかどうか）心配だ」と挨拶。最後に挨拶に立った行政書士会々長代理の中川副会長は「全道の40%の会員を占める札幌支部(こそ)が、リーダーシップをとっていかなければならない」「行政手続法は（行政書士の）地位の向上に繋がるのではないかと述べた。

衆議院議員の伊東秀子氏は少し遅れて到着したが、すぐに挨拶に立ち、「行政手続法については、これまで（行政書士会の関係会員等と）朝食会や意見交換会を通して行って来た。行政手続法は、製造物責任法、情報公開法と並べて重要視してきた（ものであり）、色々なネットワークを持って来た。（今後は）国のレベルの他、地方のレベルの中でも透明化を進めて行かなければならない。それらのワン・ステップが行政手続法である」と述べた。

「新年交礼会」は、およそ60人ほどの参加者が文字通り和気あいあいに語り合う中、8時前、盛

況裏に終了した。

なお、会場において、来賓から当会会員各位に宛てて次のメッセージをいただいた。

□【衆議院議員・伊東秀子氏】

行政手続法制定は民主主義の進展に必須のものでしたが、皆様方との熱心な協働で立法化でき嬉しい限りです。今年は、道の条例化に力を尽くしましょう。



□【北海道警察本部・交通部交通規制課長補佐・佐々木輝雄氏】

北海道行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。

平素、交通警察行政の各般に互り、ご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年も、自動車保管場所証明業務につきましては、皆様のご期待に応えるべく早期発行に一層努めて参りますのでよろしくお願い致します。

□【石狩支庁・経済部建設指導課長・前田克宏氏  
・同課指導審査係長・谷掛要三氏】

石狩支庁・建設指導課としましては、皆様、行政書士には、円滑に仕事が執行されるよう、今後ともご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

□【札幌入国管理局・首席審査官・佐藤 博氏】

あけましておめでとうございます。

北海道行政書士会の益々の御発展をお祈り致します。

□【前北海道副知事・堀 達也氏】

あけましておめでとうございます。北海道行

政書士会と会員の皆様の益々の御発展とご健勝を、心からお祈り申し上げます。

来賓一覧

衆議院議員	伊 東 秀 子 氏
前北海道副知事	堀 達 也 氏
北海道警察本部・交通部交通規制課 課長補佐	佐々木 輝 雄氏
北海道警察本部・都市交通対策室 駐車対策係長	岩 佐 敏 行氏
札幌入国管理局・首席審査官	佐 藤 博 氏
石狩支庁・経済部建設指導課長	前 田 克 宏氏
石狩支庁・同課指導審査係長	谷 掛 要 三氏
札幌市役所・建設局管理部工事契約課 契約係長	大 居 正 人氏
北海道社会保険労務士会札幌支部・支部長	二ッ川 等 氏
札幌司法書士会・支部長	中 嶋 成 実氏
北海道税理士会札幌南支部・業務対策部長	大志田 正 男氏
北海道行政書士会・会長代理(副会長)	中 川 宏 熙氏



# いま、問われる制度

滋賀県行政書士会会長 盛 武 隆

(前号の続き)

それでは行政書士はどうか。

つまり、行政書士会にあっては、会員たる行政書士に対して、なんらの懲戒権を有していないことで制度が象徴されている。

会員に対する処分権が、知事に与えられ、報酬等が自治大臣の認可を必要とすることが、行政書士会の自治権確立の障害だとする意見がある。

しかし、現状の行政書士制度を見るかぎりにおいては、自治大臣の認可という「規制」があることによって、行政書士制度が国家資格の制度として社会的地位を保障されているという意見もある。

さらに、行政書士会は県ごとに一つしか設置できず、行政書士は行政書士会に入会しなければ、開業できない。ここにおいて、行政書士会の存在基盤があり、会が連合会を構成できるのである。

ところで、日行連会長は、単位会を代表する代議員によって選任される。単位会の会長のように会員によって直接選任されたものではない。

さらに、単位会の会長は日行連の理事として、日行連会長の解任動議提出権を持っているが、日行連会長が単位会会長を解任することは出来ない。単位会が連合会を組織している以上、自明の理である。

それでも、日本行政書士会連合会は、会則において、行政書士会とその会員の指導を行うとしている。しかし実体としては、単位会の会員に対する直接の指導権がなく、単位会の会長に委ねることとなり、それゆえに日行連会長は、会員にとってなじみのない存在となっている。

このように弁護士と比較してみれば、行政書士制度が個人でなく、「会」に比重を持たせていることがわかっていく。

このことは、行政書士自身が、自己規制を常に意識させられるほど、行政書士会から厳しい試験や重圧を感じさせられる機会が少ないと認識していることと正反対の現象を呈している。

## (2) 法改正と件別報酬額規定の実現

弁護士制度と比較することが間違いかも知れな

いが、未熟な制度は、法改正によって充実していかなければならないと誰もが考えるのは当然と言える。

しかし「行政書士法改正」は、いまや「日行連会長選挙公約」として、スローガンの域から脱出しきれず、8年にわたり、4人目の会長に受け継がれてきているが実現を見ない。

先に引用した椎木弁護士は報酬についても述べている。

「弁護士は、その報酬について規定する〔報酬法〕が存在しないが、連合会会則をもって自主的に規定し、各弁護士会も各地の特殊事情を加味した報酬基準規定を設けている。

これは、弁護士が、他律的な制約や関与をまたないでも、その弁護士会自体が、自主的・良心的に、国民一般からも支持を受け得る〔報酬基準規定〕を制定し遵守する能力を有するもの、として信頼して負託されたものにはかならず、〔弁護士自治能力〕認定の重要な要素である。」としている。

自治省行政局長は〔行政書士業務類型別標準報酬積算表〕の策定を連合会に通達し、単位会を指導するよう要請した。これは自治権獲得への誘いでもある。

日行連自身によって、この規定が完成され、単位会もこれに準拠して規定を設け、会員がこれを遵守するとき、行政書士は、報酬額の面において「自治能力」を築いたと認定されるに違いない。

なぜなら、〔行政書士業務類型別標準報酬積算表〕は、自治大臣の認可という他律的な制約を必要としないからである。

報酬額認可に規制緩和を求めるのではなく、〔行政書士業務類型別標準報酬積算表〕によって、報酬額を自主規制することが、行政書士自身の自治権確立と経済的効果測定への早道である。

それが出来ないとするならば、行政書士会とその連合会はその責務と能力が問われるのである。

(おわり)

## 北海道行政書士会会則施行規程の一部改正について

平成7年3月7日第4回理事会において議決承認を得ましたこのことについて次のとおり改正し、同日付で施行になりました。

北海道行政書士会会則施行規程（昭和53年）の一部を次のように改正する。

・第99条を次のように改める。

第99条 本会は、職員に対し、次の各号に掲げる表の上欄の勤続年数に応じ、それぞれ下欄に掲げる日数の年次有給休暇を与える。

(1) 平成5年9月30日までに採用した者

勤続年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年以上
年休日数	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日

(2) 平成6年4月1日以降に採用した者

勤続年数	6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月	7年 6ヵ月	8年 6ヵ月	9年 6ヵ月	10年 6ヵ月以上
年休日数	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日

2 平成5年10月1日から平成6年3月31日までに採用した職員は、平成6年4月1日に採用したものとみなして前項第2号を適用する。

3 年次有給休暇を請求しようとする者は、会長に事前に申し出なければならない。

4 年次有給休暇は本人の請求のあった時季に与えるものとする。ただし、会務の都合によりやむを得ない場合には、会長は、その時季を変更させることがある。

5 第1項の年次有給休暇であって当該年度中にとることができなかったものは、次の年度に限り、繰り越すことができる。

6 年次有給休暇の期間については、正規の給与を支給する。

・第99条の次に、次の一条を加える。

(年休の付与基準)

第99条の2 前条各号の年次有給休暇は、各勤続期間の所定労働日の8割以上出勤した職員に対して付与する。

2 前項の出勤率の算定にあたり、次の各号に掲げる期間は、これを出勤したものとみなす。

(1) 業務上の傷病による休業期間

(2) 育児休業法に基づく育児休業期間

(3) 産前産後の休業期間

(4) 年次有給休暇の期間

・第114条中(4)「日当7,000円」を次のように改める。

(4) 日 当 道内 5,000円 道外 7,000円  
付 則

この規程の改正は、平成7年3月7日から施行する。

# はやわかり建設業許可申請業務(改訂版)

■ 業務研修部長 佐藤 隆 一

著者自己紹介  
(手引書作成に  
当って)

建設業の許可関係について、「手引書」を書く程熟知している訳ではありませんが、北海道会業務研修部長という立場から、作成を引受けることになりました。

昭和53年に行政書士会に入会、社会保険労務士と兼業で頑張っておりますが、分からないことばかりの毎日です。

建設業に関しては、昭和62年4月に建設業経理事務士1級を取得しましたが、建設業決算書の作成には今なお苦勞をしております。

今回この手引書の作成に当って考えたことは、行政書士というプロが作成するのだから、安易に手引書に頼らず、その根拠となっている、法律・政令・省令・告示・通達をきちっと理解することが必要ではないかと思ひ、自らの学習も兼ねて出来るだけ整理して見ました。7~8頁に纏めるようにとのことでしたが、越えてしまいました。

建設業決算書の作成は、別に手引書が必要でしょう。

結局、不十分な手引書になってしまいました。多少でも皆様方のお役にたてれば幸いです。

凡例

法 :建設業法            施行規則:建設業法施行規則  
施行令:建設業法施行令 告 示:建設業告示

## 1. 関係法令 [建設業法]

## 2. 目 的

[法第1条]

- ① 建設業を営む者の資質の向上と建設工事の請負契約の適正化
- ② 発注者保護

## 3. 定 義

[法第2条]

- ① 建設工事 土木建築に関する工事で、別表で28種類を定めている。
- ② 建設業 元請・下請けを問わず、建設工事の完成を請け負う営業
- ③ 建設業者 建設業法により許可(知事・建設大臣)を受けた者  
(建設業を営む者) 許可を受けていない者も含めた総称

- ④ 下請契約 建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と、他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請け負い契約。

- ⑤ 発注者 建設工事の注文者。(他の者から請け負ったものを除く)

- ⑥ 元請負人 下請契約における注文者(建設業者)

- ⑦ 下請負人 下請契約における請負人

## 4. 許 可

[法第3条]

- ① 一の都道府県の区域内のみに営業所(本店、支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの)を設ける場合 知事許可
- ② 二以上の都道府県に営業所を設ける場合 建設大臣許可

- ③ 政令で定める、準ずる営業所(施行令第1条)

イ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。



④ 常時建設工事の請負契約を締結する事務所  
(通達S47.3.18建設省計建発第46号)

イ 請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該営業所を代表する者であるか否かを問わない。

⑤ 下請への代金の額により許可区分が変わる。  
(施行令第2条)

イ 特定建設業 発注者から直接請け負った1件の元請工事につき、下請に出す金額が、建築一式工事の場合4,500万円以上その他の建設工事の場合3,000万円以上となる場合、その元請業者は特定建設業の許可が必要。

〔注〕特定建設業の内、土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の各工事業の7業種は、指定建設業という(第15条2号・施行令第5条の2)

ロ 一般建設業 上記以外(軽微な建設工事を除く)一般建設業の許可が必要。

⑥ 軽微な建設工事は、許可を要しない

⑦ 軽微な建設工事の範囲(施行令第1条の2)

イ 建築一式工事 1件の請負代金が1,500万円未満の工事、又は、延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

ロ 上記以外の建設工事 1件の請負契約が500万円未満の工事

⑧ 木造住宅(通達S47.3.18建設省計建発第46号)

イ 「木造」 建築基準法第2条第5項に定める主要構造部が木造であるもの。

ロ 「住宅」 住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

## 5. 許可の基準

① 経營業務管理責任者の設置〔法第7条第1号〕  
法人にあつては常勤の役員の内1人が、個人にあつては申請人または支配人が、個人事業主、支配人、常勤の役員として許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経験必要。

常勤(通達S47.3.18建設省計建発第46号)

イ 原則として本社等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者。

ロ 建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の法令で専任を要する者と重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤である者」には該当しない。

上記に準ずる地位(S47.3.8告示第351号)

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上の経験必要。

ロ 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位(法人にあつては、役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位を言う)にあつて、経營業務を補佐した経験を有する者。

② 専任の技術者の設置

次のいずれかに該当する者で、専任の者を置くこと。



一般建設業〔法第7条第2号〕

- イ 許可を受けようとする建設業に関し専門学科（施行規則第1条参照）を修めて、高卒5年、大学、短大、高専卒3年の実務経験を有する者。
- ロ 許可を受けようとする建設業の工事に関し10年以上の実務経験を有する者
- ハ 建設大臣が認定した者。  
（S47.3.8告示第352号）免許等の国家資格取得者。

特定建設業〔法第15条第2号〕

- イ 建設大臣が認定した者。
  - ロ 500万円以上の額を調達する能力を有すること。
  - ハ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者
- 本号の基準は、当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準に適合しないこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。
- 尚、法改正により、〔法第3条の2〕で、「一定の財産的基礎の水準を継続的に維持すること」等、許可に条件が付されることがある。

財産的基礎（特定建設業）〔第15条第3号〕

- 次のすべての要件を満たすこと
- イ 欠損の額が資本金の額の20パーセントを越えていないこと。
  - ロ 流動比率が75パーセント以上であること。
  - ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。
- 本号の基準は、当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準に適合しないこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

いこととなっても、直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

尚、法改正により、〔法第3条の2〕で、「一定の財産的基礎の水準を継続的に維持すること」等、許可に条件が付されることがある。

（通知S47.3.18建設省計建発第54号）

財産的基礎の基準に適合しているかどうかの判断は、原則として、既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表により、それぞれ行うこと。

イ 自己資本

〔法人〕 資本金、新株式払込金、法定準備金及び剰余金の合計額。

〔個人〕 期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額。

ロ 資本金

〔法人〕 株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社及び合名会社等の出資金額

〔個人〕 期首資本金

ハ 欠損の額

〔法人〕 貸借対照表の当期末処理損失が法定準備金及び任意積立金の合計額を上廻る額。

〔個人〕 事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額を上廻る額。

ニ 流動比率 流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

ホ 金銭的信用の基準の取扱について

担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は固定資産税納税証明書、不動産登記簿の謄本、取引金融機関の預金残高証明書等により行うこと。

〔法第8条関係〕

⑤ 次の場合は、許可を受けられない。

イ 許可申請書中、重要な事項について虚偽の記載、重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者。

ハ 許可を取消され、取消しの日から5年を経過しない者。

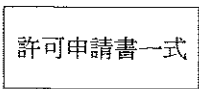
ニ 営業の停止及び禁止の期間

ホ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ヘ この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法の一定の罪、若しくは暴力行為等処罰に関する法律により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

6. 許可申請書及び添付資料

以上に述べた各事項を理解した上で、行政書士が受託することの多い建設業の知事許可（一般）の注意事項を述べます。



都道府県の収入証紙貼付用紙

- ① 通常申請 8万円の証紙を貼付（新規）行政

書士の職印で割り印する。

第1号 建設業許可申請書

- ① 下部欄外に必ず記載した行政書士の記名押印をする。

許可理由書

- ① 様式はないので、許可申請に至った経緯を簡潔に記載する。

別表 役員等の記載

- ① 取締役のみ、常勤、非常勤を明記記載する。  
(監査役は記載しない。)
- ② 営業しようとする建設業欄は、許可を受けようとする建設業を略語で記入する。
- ③ 略語は、様式第1号の項番〔04〕を参照のこと。

第2号 工事経歴書

- ① 許可を受けようとする工事ごと別葉にする。  
(直前決算期)
- ② 受託工事が多い場合は、1枚(12行あり)は記載し、残りは省略してもよい。
- ③ 工事高は、消費税額を除いた額(経営事項審査申請をしない場合は、こだわらない)

第3号 3年間の工事施工金額

- ① 許可を受けようとする工事ごと、各年度の完成工事高を記載する。

第4号 使用人数

- ① 代表者及び短期間雇用者(季節雇用)を除く。
- ② 兼業の場合、完成工事高(売上高)の割合で、使用人数を案分し、建設業従事者の数を記載する。

第6号 誓約書

第7号 経營業務の管理責任者証明書

- ① 証明の書類は、特に指定されていないので、許可を申請する事業主が揃えることが出来る範囲の中で、以下を参考に創意工夫をすることになる。
- ② 法人の場合は常勤取締役、個人事業の場合は事業主についての証明

イ 取締役の期間の証明は、商業登記簿謄本に

よる。

5年、あるいは7年以上（許可の基準参照）の期間の証明が必要ですので、株式会社の場合は、閉鎖された役員欄の商業登記簿抄本による。尚これは事実を証明するものですので、発行日が古くても旧謄本がその会社に記録として残されておればコピーで良い。

ロ 現状を証明する書類は、原則として発行から1ヵ月以内となっている。

ハ 個人事業の場合は、納税申告書控等で立証できる。

③ 常勤の証明

イ 健康保険証のコピーが最善。

ロ 会社名の記載があれば、建設業国民健康保険組合の保険証でも良い。

ハ 賃金台帳、源泉徴収票、納税申告書控等による。

④ 住民票は、通勤可能範囲の判断材料として、添付を義務付られている。

⑤ 経験の証明

イ 5年、あるいは7年の経験の証明は、請負契約書、注文書、請求書等建設業の内容が記載されているものの写を、1年間分4～5件程度揃えること。

第8号 専任技術者証明書

① 技術者の証明

イ 許可の基準参照に、合格証明書等の写（原本提示を求められること有り）

② 常勤の証明

イ 経營業務の管理責任者証明書の常勤の証明と同じ。

第9号 実務経験証明書

① 合格証明書等資格がない場合、請負契約書等の契約期間通算で120ヵ月の実務経験で良いことになっているが、冬期間工事の少ない北海道においては実務経験で証明することは極めて少ない。

② 第8号専任技術者証明書があれば不要。

第10号 指導監督の実務経験証明書

① 一般建設業許可では不要。

同条の2 技術者の略歴書

① 役員と兼ねる場合は、許可申請者の略歴書添付で省略する。

第11号 令3条に規定する使用人の一覧表

① 許可申請が主たる営業所のみの場合は、省略出来る。

同条の2 主任技術者一覧表

① 専任技術者以外に資格をもった技術者がいない場合不要。

第12号 許可申請者の略歴書

① 常勤非常勤を問わず、全取締役について必要。個人の場合は申請者本人。

② 身分証明書添付が義務付られている。（市町村役場発行1ヵ月以内）

第13号 令3条に規定する使用人の略歴書

第14号 株主調査

① 法人のみ、発行総数の5パーセント以上の株主を記載することになっているが、株主が少ない場合、全員を記載している。

定 款

① 原始定款にこだわらず、最新のもの。

② 「目的」に許可を受けようとする建設業が入っていること。

商業登記簿謄本

① 商号・本店所在地・発行済株式の総数（資本金）・目的・役員についてチェックする。

② 法務局発行1ヵ月以内。

第15～16号 財務諸表

建設業法に定める建設業者である株式会社は、商法に掲げる、貸借対照表及び損益計算書の記載方法については、「計算書類規則」を適用せず、建設業法施行規則の定めるところによる。  
（計算書類規則の特例）

① 施行規則第4条で別記様式として定めてい

## 業 務 資 料

る。

- ② 施行規則第10条で次の通り提出する。
  - イ 株式会社以外の法人は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分
  - ロ 株式会社は、貸借対照表、損益計算書、利益処分及び営業報告書
  - ハ 個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書
- ③ 企業が税務申告等に提出している決算書等は、「計算書類規則」に基づき税務会計処理をされている場合が多いので、「勘定科目名」等建設業法施行規則の定めるところにより、作成し直すことになるので注意を要する。
- ④ 建設業会計は、建設業経理事務士（1～4級）の資格に挑戦するのも学習の方法である。
- ⑤ 納税証明書（事業税各支庁発行1ヵ月以内）を義務付られている。

第20号 営業の沿革

第21号 所属建設業者団体

第22号 主要取引金融機関名

営業所の位置図

封筒

許可申請書入力票

専任技術者一覧入力票

主任技術者一覧入力票

☆ 入力票はすべて鉛筆書きである。

## 7. 提出先・提出部数・他

### ① 提出先と部数

知事許可（北海道の場合）許可を受ける本店所在地の支庁

石狩支庁 正本1通 副本1通 計2通

その他の支庁 正本1通 副本2通 計3通

大臣許可（北海道本店の場合）道庁土木部管理課 他県の数により部数変わる

### ② 参考図書

建設業許可申請の手引

監修 北海道土木部管理課

発行 社団法人北海道土木協会

決算報告書作成の手引

監修 北海道土木部管理課

発行 社団法人北海道土木協会

建設業法令通達集

監修 建設省建設経済局建設業課

発行 大成出版社

③ 報酬額 北海道の基準報酬額では、およそ14万円（一般 知事許可）ですが実態としては、5割程度値引きから上は様々です。

付記1. 建設業法の一部改正（H6.6.29公布）と、同法施行令、同法施行規則の一部改正により、H6.12.28から施行されたので一部手直しをした。

尚、指定建設業の追加などH7.6.29から施行されるもの、及び更新等経過措置があるので注意すること。

平成7年2月15日

## 無線局免許—— フロッピーで申請へ

郵政省は、規制緩和と電波行政の情報化の一つとして、年間二百万件にのぼる無線局の免許申請手続きを、一九九六年度から、フロッピーディスクを使った申請方法に改める方針を決めた。審査もコンピューターが自動的に行うようにする。さらに九八、九九年度からは専用線回線などを使ったオンライン申請へと進める方針。携帯電話など移動通信の発達で、この数年の免許申請件数は急増しており、申請者や受付側の手間を省いて手続きのスピードアップをはかる。

テレビ中継局や携帯電話などの無線局は、八九年度には計四百九十五万局だったのが、九三年度には八百万局を突破。九四年度には新規と再申請を合わせて申請数が年間約二百万件にのぼる見込み。無線局数は一千万局近くになる見通しだ。

申請者はこれまで、原則として一局あたり数枚の用紙に手書きで書き込んでいた。過去の申請内容の検索も難しく、過去の申請内容を修正する場合には、申請者が改めて過去のデータを記入し直していた。

郵政省によると、手書きによる申請をフロッピー申請やオンライン申請に切り替えることで、審査事務が大幅に効率化されるうえ、検索も容易になるという。オンライン申請になれば、各地の監理局に足を運ばなくても、通信回線を使って周波数の閲覧ができるなど、情報公開にも活用できる。

郵政省では、過去のデータについてもコンピューターに入力し始めており、今年末には無線免許手続き原則を改正する方針。実施にあたっては申請手数料を引き下げて、利用者に利益を還元したい意向だ。

## お知らせ

# 「兵庫県南部地震にかかる 義援金について」

1月17日早朝、神戸市など周辺地域に多くの尊い人命と経済活動の基盤が失われるという壊滅的な被害をもたらした大震災に対処するため、日行連では災害対策本部を設置し、被災会員等の救援活動を行っています。

この一環として全国会員から義援金を募ることに決定、この要請が参りました。

本会として早速、役員並びに支部を通じ協力方をお願いしましたところ、1,581,000円の拠出を頂きました。

会員皆様のご厚情に対し感謝申し上げます。2月24日、日行連（災害対策本部）に送金しましたのでお知らせします。

なお、日行連からの連絡によると45単位会から約3,580万円の義援金を送られてきているとのことです。

支部別の募金額は、下表のとおり。

支部名	支部会員数	募金額	支部名	支部会員数	募金額
札幌	580 <sup>(人)</sup>	378,000 <sup>(円)</sup>	網走	104 <sup>(人)</sup>	152,000 <sup>(円)</sup>
函館	129	126,000	室蘭	47	100,000
小樽	61	116,000	苫小牧	40	36,000
空知	110	31,000	日高	22	27,000
旭川	125	88,000	十勝	124	180,000
留萌	19	53,000	釧路	53	124,000
宗谷	13	35,000	根室	15	25,000
その他		110,000	合計	1,442	1,581,000

# お知らせ

## 平成6年度行政書士試験結果（北海道分）

### 1. 平成6年度行政書士試験結果

		北海道全体	札幌	函館	旭川	釧路
出願者数		1,342	1,063	58	99	122
		1,596	1,197	82	161	156
受験者数	一般常識・法令 (A)	1,120	886	49	91	94
		1,365	1,021	75	132	137
	論述	1,051	822	49	87	93
		1,359	1,017	75	131	136
受験率(%)	一般常識・法令	83.46%	83.35%	84.48%	91.92%	77.05%
		85.53%	85.30%	91.46%	81.99%	87.82%
	論述	78.32%	77.33%	84.48%	87.88%	76.23%
		85.15%	84.96%	91.46%	81.37%	87.18%
合格者数(B)		44	36	1	4	3
		138	125	4	5	4
合格率(%) (B/A)		3.93%	4.06%	2.04%	4.40%	3.19%
		10.11%	12.24%	5.33%	3.79%	2.92%

### 2. 過去5年間の行政書士試験結果

(注) 網掛け数値は平成6年度のもので  
白抜は平成5年度分

	出願者数	受験者数	受験率(%)	合格者数	合格率(%)
平成5年度	1,596	1,365	85.53%	138	10.11%
平成4年度	1,508	1,283	85.08%	94	7.33%
平成3年度	1,291	1,064	82.42%	102	9.59%
平成2年度	1,191	984	82.62%	78	7.93%
平成元年度	1,040	869	83.56%	84	9.67%

## 平成6年度行政書士試験結果（全国分）

平成6年度の行政書士試験結果が発表されたのでお知らせいたします。ちなみに平成5年度は受験者数35,581名、合格者数3,434名、合格率9.7%。

単体会名	受験者	合格者	率	単体会名	受験者	合格者	率	単体会名	受験者	合格者	率	単体会名	受験者	合格者	率
北海道	1,120	44	3.9	埼玉	2,311	149	6.4	滋賀	426	12	2.8	徳島	243	12	4.9
秋田	150	2	1.3	群馬	690	24	3.5	大阪	2,677	79	3.0	高知	120	6	5.0
岩手	235	8	3.4	長野	589	21	3.6	京都	1,289	48	3.7	愛媛	412	16	3.9
青森	206	3	1.5	山梨	286	11	3.8	奈良	533	21	3.9	福岡	1,419	67	4.7
福島	478	11	2.3	静岡	1,515	47	3.1	和歌山	326	13	4.0	佐賀	188	4	2.1
宮城	708	17	2.4	新潟	548	15	2.7	兵庫	1,979	76	3.8	長崎	253	8	3.2
山形	243	8	3.3	愛知	2,925	117	4.0	鳥取	128	4	3.1	熊本	344	13	3.8
東京	6,097	414	6.8	岐阜	655	21	3.2	島根	145	3	2.1	大分	228	7	3.1
神奈川	2,675	175	6.5	三重	573	14	2.4	岡山	628	27	4.3	宮崎	228	6	2.6
千葉	1,888	113	6.0	福井	202	6	3.0	広島	937	49	5.2	鹿児島	332	9	2.7
茨城	696	30	4.3	石川	390	20	5.1	山口	361	13	3.6	沖縄	272	7	2.6
栃木	535	18	3.4	富山	289	8	2.8	香川	309	10	3.2	合計	39,781	1,806	4.5



## ＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
6. 12. 12	第2回業務研修部会	10:00～16:30	本会会議室
6. 12. 15	会則等検討委員会	13:30～17:00	同 上
6. 12. 16	第3回総務部会	13:30～17:00	同 上
6. 12. 20	会報(第206号)校正会議	14:00～16:10	同 上
6. 12. 22	第2回経理部会	13:30～17:30	同 上
7. 1. 10	第3回正副会長会	13:30～17:00	同 上
7. 1. 11	行政書士登録調査委員会	13:30～15:30	同 上
7. 1. 26	経理部と各部長との合同会議	13:30～17:15	同 上
7. 2. 4	第4回車庫証明対策委員会	13:00～17:00	同 上
7. 2. 14	行政書士登録調査委員会	13:30～16:30	同 上
7. 2. 27	第6回常任理事会	13:00～17:30	警察共済エルム会館
7. 2. 28	第3回支部長会	10:00～18:00	雪印健保会館
7. 3. 7	第4回理事会	13:00～17:00	ホテル アカシヤ
7. 3. 9	行政書士登録調査委員会	13:30～17:00	本会会議室
7. 3. 14	第5回車庫証明対策委員会	13:30～17:00	同 上
7. 3. 22	第3回報酬額検討委員会	10:00～17:00	札幌ガーデンパレス
7. 3. 28	会則等検討委員会	13:30～17:00	本会会議室

## ＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：( )は通知人員

支 部	開 催 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	6. 12. 15	か だ る 2・7 8 F	・建設業指名願について	札幌市建設局管理部契約課 契約係長 大居 正人 石狩支庁経済部建設指導課 指導審査係長 谷掛 要三	(581) 97	一般
函 館	6. 12. 21	函 館 パークホテル	・相続の基本について ・相続の実務について ・相続証明書について	函館支部 副支部長 佐藤 聡	(129) 25	一般
	7. 2. 24	函 館 パークホテル	・遺言の通則について ・普通方式による遺言について ・遺言の撤回について ・遺言の執行について	函館支部 副支部長 佐藤 聡	(129) 24	〃
旭 川	6. 11. 26	旭川市勤労者福祉会館	・行政書士業務と行政 手続法について ・交通事故を原因とする 刑事事件の手続き について	本会総務部長 酒井 正 弁 護 士 岡部 信之	(127) 13	一般
宗 谷	7. 1. 24	ホテル奥田屋1F会議室	・現行の労災補償制度 の概要について ・労災保険制度の改善 指向について	稚内労働基準監督署 署 長 樺沢 敏行	(13) 8	一般
室 蘭	7. 1. 28	洞爺湖温泉 トーヤ温泉ホテル	・年金法及び関係法令 の改正について	室蘭支部 副支部長 畠山 修	(46) 12	一般
釧 路	6. 12. 27	釧 路 市 厚 生 年 金 室 福 祉 会 館 504 号 室	・「行政手続法」伝達 研修会	釧路支部 支 部 長 宗岡 隆一	(53) 13	一般
	7. 2. 24	釧 路 市 厚 生 年 金 室 福 祉 会 館 204 号 室	・最低資本金制度と株 式会社の組織変更 について	釧路支部 顧問 新藤 直	(54) 17	〃

# 平成5年分年計報告の分析結果

平成5年分の年計報告の提出率は、84.9%になりました。

提出率は平成4年から下降気味ですが、「年計報告」は法改正等に際して、行政書士の職域確保のための、業務量を把握する重要な資料となります。

認識を新たにして、平成6年分の「年計報告」の提出をお願いします。提出期限は3月31日です。

平成元年から平成5年までの年計報告提出状況

年	区分	提出該当者数	提出者数	提出率
元		1,405人	1,281人	91.2%
2		1,365	1,189	87.1
3		1,370	1,252	91.4
4		1,384	1,242	89.7
5		1,376	1,168	84.9

## 平成5年分年計報告提出者状況調べ

区分	提出義務者	提出者					業務のあった人				業務のなかった人			
		専業	兼業	計 A	提出率	前年度提出率	専業	兼業	計 B	割合 B/A	専業	兼業	計 C	割合 C/A
札幌	人 544	人 188	人 241	人 429	% 78.9	% 85.4	人 142	人 178	人 320	% 74.6	人 46	人 63	人 109	% 25.4
函館	128	57	60	117	91.4	92.4	46	48	94	80.3	11	12	23	19.7
小樽	57	17	34	51	89.5	93.1	16	27	43	84.3	1	7	8	15.7
空知	103	34	58	92	89.3	93.1	30	52	82	89.1	4	6	10	10.9
旭川	118	50	57	107	90.7	93.2	32	49	81	75.7	18	8	26	24.3
留萌	18	11	7	18	100.0	100.0	11	7	18	100.0	0	0	0	0.0
宗谷	14	7	7	14	100.0	100.0	3	5	8	57.1	4	2	6	42.9
網走	102	28	56	84	82.4	88.3	24	45	69	82.1	4	11	15	17.9
室蘭	44	17	20	37	84.1	95.7	15	18	33	89.2	2	2	4	10.8
苫小牧	39	14	21	35	89.7	92.5	12	16	28	80.0	2	5	7	20.0
日高	20	10	9	19	95.0	95.2	10	9	19	100.0	0	0	0	0.0
十勝	121	44	64	108	89.3	93.5	36	54	90	83.3	8	10	18	16.7
釧路	52	22	24	46	88.5	92.3	19	20	39	84.8	3	4	7	15.2
根室	16	5	6	11	68.8	77.8	2	4	6	54.5	3	2	5	45.5
合計	1,376	504	664	1,168	84.9	89.7	398	532	930	79.6	106	132	238	20.4

# 平成5年分年計報告集計表（専 業 者）

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率		
	運輸・交通		建設・土木		風俗・衛生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計					
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額				
支 部 名	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	%	%
札幌	270,863	570,616	3,255	129,935	251	8,512	2,142	83,000	152	4,778	1,626	68,607	5,344	66,845	40,665	36,789	324,298	969,082	43.6	44.4		
函館	61,262	37,882	1,082	37,261	2	100	288	9,131	194	6,736	97	5,423	3,815	75,415	246	5,143	66,986	177,091	9.0	8.1		
小樽	172	1,333	382	15,411	9	1,326	188	5,929	15	723	814	16,935	234	29,534	103	2,451	1,917	73,642	0.3	3.4		
空知	13,203	42,607	378	37,323			252	4,993	248	9,689	925	27,757	42	1,666	164	2,727	15,212	126,752	2.1	5.8		
旭川	3,232	22,516	762	34,385	6	107	1,039	14,937	144	5,259	394	11,811	426	7,688	866	4,124	6,869	100,827	0.9	4.6		
留萌	99	1,154	285	8,588	8	254	1,338	10,851	71	1,977	143	6,929	22	282	416	2,497	2,382	32,532	0.3	1.5		
宗谷	1	4	7	99			32	114			14	388			2	14	56	619	0.0	0.0		
網走	20,054	37,926	1,100	44,394	6	125	519	13,562	128	4,244	652	43,247	64	2,726	256	6,066	22,779	152,290	3.1	7.0		
室蘭	17,555	28,396	264	8,997	4	68	251	3,683	21	620	9	107	51	379	29	147	18,184	42,397	2.4	2.0		
苫小牧	1,974	7,906	1,032	27,516	3	301	20	1,003			39	2,975	6	20	13	421	3,087	40,142	0.4	1.8		
日高	287	1,894	51	2,112			70	917	321	6,110	4	28	25	175	488	1,162	1,246	12,398	0.2	0.6		
十勝	123,245	166,073	1,245	41,086	6	67	295	18,175	302	12,563	138	7,209	784	9,975	135	1,978	126,150	257,126	17.0	11.8		
釧路	152,079	137,002	561	21,629	3	107	526	12,313	18	333	322	15,181	347	5,514	82	604	153,938	192,683	20.7	8.8		
根室	70	532	33	1,873			84	468	9	74	2	91			41	643	239	3,681	0.0	0.2		
計	664,096	1,055,841	10,437	410,609	298	10,967	7,044	179,076	1,623	53,106	5,179	206,688	11,160	200,209	43,506	64,766	743,343	2,181,262	100.0	100.0		
業務別の率%	89.3	48.4	1.4	18.8	0.0	0.5	1.0	8.2	0.2	2.4	0.7	9.5	1.5	9.2	5.9	3.0	100.0	100.0				
前年の業務別の率%	84.9	45.5	1.1	15.8	0.1	0.5	1.1	7.8	0.2	2.3	0.8	10.5	3.2	13.1	8.6	4.5	100.0	100.0				

平成5年分年計報告集計表 (兼 業 者)

業務 区分 支部名	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 ・ 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
札 幌	710	4,713	3,719	154,216	69	1,904	1,702	46,871	248	5,936	1,715	115,166	2,256	54,384	1,056	17,976	11,475	401,166	17.4	31.3
函 館	3,294	7,376	485	17,109	3	109	269	4,599	288	5,656	542	31,059	122	3,782	104	716	5,107	70,406	7.7	5.5
小 樽	44	445	709	49,380	4	301	86	2,573	96	3,372	1,298	25,799	76	2,418	71	1,559	2,384	85,847	3.6	6.7
空 知	10,841	38,250	1,526	48,751	11	583	309	6,652	829	29,713	241	21,796	191	3,041	128	891	14,076	149,677	21.3	11.7
旭 川	4,745	29,818	638	26,385	7	254	544	11,995	641	21,313	332	18,399	245	6,803	415	1,911	7,567	116,878	11.5	9.1
留 萌	104	721	69	2,082			354	3,392	14	552	19	1,574			256	526	816	8,847	1.2	0.7
宗 谷	3,478	12,237	866	24,865							4	110			6	34	4,354	37,246	6.6	2.9
網 走	340	3,372	787	35,668	2	49	366	5,037	504	14,125	164	33,881	361	5,028	121	1,725	2,645	98,905	4.0	7.7
室 蘭	827	3,950	337	14,437			137	2,825	15	152	77	1,153			13	54	1,406	22,571	2.1	1.8
苫小牧	44	364	750	31,681	1	27	96	2,612	3	32	103	11,456	3,916	40,049	54	689	4,967	86,910	7.5	6.8
日 高	44	391	546	14,352	2	150	449	6,309	153	5,309	1	60	1	25	5	17	1,201	26,613	1.8	2.1
十 勝	387	2,390	1,917	69,903	4	61	500	9,514	379	8,850	323	8,314	2,572	39,058	248	1,115	6,310	139,205	9.5	10.9
釧 路	2,764	6,456	320	11,993	65	1,068	291	5,790	16	435	70	1,646	63	570	127	1,217	3,716	29,175	5.6	2.3
根 室	16	154	52	3,175			3	110	3	40	27	1,890	5	800			106	6,169	0.2	0.5
計	27,618	110,637	12,721	504,017	168	4,506	5,106	108,279	3,189	95,485	4,916	272,303	9,808	155,958	2,604	28,430	66,130	1,279,615	100.0	100.0
業務別の率%	41.8	8.6	19.2	39.4	0.3	0.3	7.7	8.5	4.8	7.5	7.4	21.3	14.8	12.2	4.0	2.2	100.0	100.0		
前年の業務別の率%	48.1	8.8	17.9	36.4	0.3	0.9	8.4	8.9	5.3	7.4	7.8	21.4	7.4	12.9	4.8	3.3	100.0	100.0		

# 平成5年分年計報告集計表 (合 計)

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率		
	運 輸 ・ 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計					
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額				
支 部 名	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	件 数	千円	%	%
札幌	271,573	575,329	6,974	284,151	320	10,416	3,844	129,871	400	10,714	3,341	183,773	7,600	121,229	41,721	54,765	335,773	1,370,248	41.5	39.6		
函館	64,556	45,258	1,567	54,370	5	209	557	13,730	482	12,392	639	36,482	3,937	79,197	350	5,859	72,093	247,497	8.9	7.1		
小樽	216	1,778	1,091	64,791	13	1,627	274	8,502	111	4,095	2,112	42,734	310	31,952	174	4,010	4,301	159,489	0.5	4.6		
空知	24,044	80,857	1,904	86,074	11	583	561	11,645	1,077	39,402	1,166	49,553	233	4,697	292	3,618	29,288	276,429	3.6	8.0		
旭川	7,977	52,334	1,400	60,770	13	361	1,583	26,932	785	26,572	726	30,210	671	14,491	1,281	6,035	14,436	217,705	1.8	6.3		
留萌	203	1,875	354	10,670	8	254	1,692	14,243	85	2,529	162	8,503	22	282	672	3,023	3,198	41,379	0.4	1.2		
宗谷	3,479	12,241	873	24,964			32	114			18	498			8	48	4,410	37,865	0.5	1.1		
網走	20,394	41,298	1,887	80,082	8	174	885	18,599	632	18,369	816	77,128	425	7,754	377	7,791	25,424	251,195	3.1	7.3		
室蘭	18,382	32,346	601	23,434	4	68	388	6,508	36	772	86	1,260	51	379	42	201	19,590	64,968	2.4	1.9		
苫小牧	2,018	8,270	1,782	59,197	4	328	116	3,615	3	32	142	14,431	3,922	40,069	67	1,110	8,054	127,052	1.0	3.7		
日高	331	2,285	597	16,464	2	150	519	7,226	474	11,419	5	88	26	200	493	1,179	2,447	39,011	0.3	1.1		
十勝	123,612	168,463	3,162	110,989	10	128	795	27,689	681	21,413	461	15,523	3,356	49,033	383	3,093	132,460	396,331	16.4	11.4		
釧路	154,843	143,458	881	33,622	68	1,175	817	18,103	34	768	392	16,827	410	6,084	209	1,821	157,654	221,858	19.5	6.4		
根室	86	686	85	5,048			87	578	12	114	29	1,981	5	800	41	643	345	9,850	0.1	0.3		
計	691,714	1,166,478	23,158	914,626	466	15,473	12,150	287,355	4,812	148,591	10,095	478,991	20,968	356,167	46,110	93,196	809,473	3,460,877	100.0	100.0		
業務別の率%	85.4	33.7	2.9	26.4	0.1	0.5	1.5	8.3	0.6	4.3	1.2	13.8	2.6	10.3	5.7	2.7	100.0	100.0				
前年の業務別の率%	82.0	32.0	2.5	23.4	0.1	0.6	1.7	8.3	0.6	4.2	1.3	14.5	3.5	13.0	8.3	4.0	100.0	100.0				

車庫証明業務調

区分	5年			4年			3年			比較(5年-4年)			1件あたりの報酬額		
	取扱 人数	件数	報酬額	取扱 人数	件数	報酬額	取扱 人数	件数	報酬額	取扱 人数	件数	報酬額	5年	4年	3年
札幌	人 34	件 25,682	円 117,049,205	人 45	件 27,346	円 127,126,014	人 45	件 30,043	円 143,208,986	△ 11	△ 1,664	△ 10,076,809	※ 円 4,558	※ 円 4,649	円 4,767
函館	18	20,276	19,058,943	19	26,154	26,276,492	21	9,379	18,643,319	△ 1	△ 5,878	△ 7,217,549	※ 940	※ 1,005	1,988
小樽	9	204	1,549,600	9	246	1,629,185	8	216	1,279,486	0	△ 42	△ 79,585	7,596	6,623	5,924
空知	14	3,514	18,029,967	15	4,052	20,572,920	12	5,522	25,584,452	△ 1	△ 538	△ 2,542,953	5,131	5,077	※ 4,633
旭川	25	6,847	40,103,632	23	6,209	35,812,240	24	6,108	28,846,154	2	638	4,291,392	5,857	5,768	※ 4,723
留萌	7	191	1,407,768	8	212	1,517,400	7	106	681,978	△ 1	△ 21	△ 109,632	7,371	7,158	※ 6,434
宗谷	3	3,474	12,202,240	4	4,115	13,042,240	4	4,309	9,156,530	△ 1	△ 641	△ 840,000	3,512	3,169	2,125
網走	24	2,849	13,464,966	21	2,383	9,259,457	27	2,487	9,003,623	3	466	4,205,509	4,726	3,886	3,620
室蘭	7	1,683	15,434,285	9	2,563	21,474,302	9	2,527	17,480,525	△ 2	△ 880	△ 6,040,017	9,171	8,379	※ 6,918
苫小牧	6	1,268	7,680,800	5	914	5,926,510	8	1,583	8,825,512	1	354	1,754,290	※ 6,057	6,484	5,575
日高	7	244	1,576,440	5	99	791,810	7	83	472,940	2	145	784,630	※ 6,461	7,998	5,698
十勝	24	25,638	32,945,746	21	34,400	34,258,472	20	29,008	29,715,978	3	△ 8,762	△ 1,312,726	1,285	※ 996	1,024
釧路	16	6,519	19,004,874	16	6,456	18,347,000	13	7,156	17,080,353	0	63	657,874	2,915	2,842	2,387
根室	5	85	667,400	4	79	564,750	4	29	238,000	1	6	102,650	7,852	※ 7,149	8,207
合計	199	98,474	300,175,866	204	115,228	316,598,792	209	98,556	310,217,836	△ 5	△ 16,754	△ 16,422,926	3,048	※ 2,748	3,148

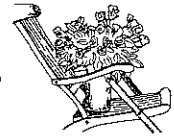
(※前年対比減)

## 表紙のことば

～～広大な原野を駆けめぐる駿馬～～  
「サラブレットのふる里」静内

日高地方はわが国最大の競走馬の生産地で、日高山脈を望む静内町では約1,500頭のサラブレットが1年間に生産されて、中央競馬の大レースにその名をとどめる名馬が数多く産出されています。毎年夏に行われる「せり市」には道内はもとより道外からも買い手が集まり、白熱したせり市を展開して静内産馬の声価を高めています。

## 編集後記



◇暖炉のわきでビールを片手に、画面から流れる惨状に胸を痛める。大雪像をながめながら、募金箱に小銭を入れて美しい心になる。教えて下さい。私って善人なのでしょうか？

◇会わなかった方が良かったなんて。ずっと良いお友だちでいようだなんて。そんなセリフは聞きあきたよ。……でも、ぼくは、会えて良かったと思っている。Only you……。

◇いよいよ知事選。我々にとっても、直接の監督庁だけに無関心ではられません。そういえば、伊東秀子さんは、行政手続法制定に際して、我が会も大変お世話になったわけですが、その当時は、こんな事になるうとは、とても……。 「天のみぞ知る」でしょうけど、誰が知事になっても、一票の重みだけは忘れないでほしいです。

◇春になると、気持ちもルンルン、仕事もバリバリ、お酒もグビグビ、肝臓ボロボロ。行政書士は体が資本！健康に気を付けて、元気に頑張りましょう！編集委員会はいつも元気、アイディアぼろぼろ、お金チョビ、チョビ、部長ブツブツ……。

(永遠の吟遊詩人)

## 総会日程について お知らせ

平成7年度 定時総会  
とき 平成7年5月26日(金)  
ところ ホテル アカシヤ  
電話 011(521)5211  
札幌市中央区南12条西1丁目西向

## 会費の納入についてお願い

平成6年度第4期分(7年1月～3月)の会費納入期限は7年1月末日となっております、すでに納入期限が過ぎております。未納の方は至急納入されますようお願い致します。

## ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌	695	阪井 秀明	6.12.14
旭川	3,282	開地 功	6.12.21
釧路	2,909	池田 穰	7.2.26

'95.3. 第207号 平成7年3月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸  
編集人 早坂 剋 弘  
編集委員 河上 義 隆  
編集委員 成田 義 晃  
編集委員 芳賀 啓 寿  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138  
郵便番号 060  
北海道拓殖銀行札幌南支店(普570344)  
取引銀行 北海道銀行本店(当19116)  
北洋銀行本店(普0742651)  
札幌銀行本店(普389444)  
振替口座 02730-0-8224番